

6章. 届出制度

立地適正化計画は、本市が有する公共施設のみではなく、民間事業者が有する都市機能についても、各種施策により誘導し、望ましい都市の実現を目指すもので、立地適正化計画に定めた居住誘導区域及び都市機能誘導区域外で行う開発行為や建築行為については、事前の届出が義務付けられています。

6-1. 居住誘導区域に関する届出

1) 届出の対象

本市では、計画的な居住誘導が図れない場所や、産業への配慮が必要な場所について、居住誘導区域から除外を行っており、居住誘導区域外の場所で、届出の対象となる行為（3戸以上の新築など：詳細は下記参照）を実施しようとする場合は、市長への届出が必要です。

【届出対象となる行為】

- 開発行為 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの
- 建築行為など 3戸以上の住宅新築
 住宅への改築、住宅への用途変更

【届出の対象となる場所】

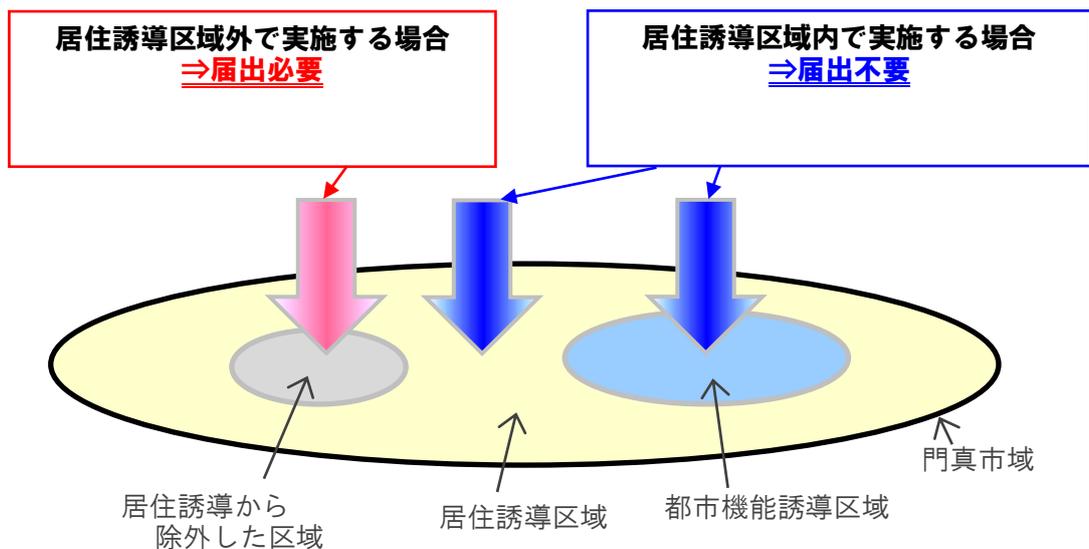


図 居住誘導に関する届出対象となる場所

2) 届出に必要な書類等（居住誘導区域）

開発行為などに着手する 30 日前までに届出を行うことが法律により定められており、提出書類などについては以下に示すとおりです。

表 届出に必要な書類など

	開発行為の場合	建築行為などの場合
届出様式	様式（別途定める）	様式（別途定める）
添付書類	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上 ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上 ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書